

環境配慮型設備投資緊急支援利子補給金交付事業実施要領

1. 趣旨

地球温暖化対策のための設備投資を促進し、二酸化炭素の排出削減を推進するため、金融機関が行う環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資に係る融資に対し、その利息の一部を利子補給することにより助成する環境配慮型設備投資緊急支援利子補給金交付事業を実施しようとするものである。

2. 事業の内容

基金事業実施者は、環境配慮型設備投資緊急支援利子補給基金（以下「基金」という。）を設置し、その取崩し及び運用による収入により、金融機関が行う環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資に係る融資に対し、その利息の一部（1%又は貸付利率の3分の2のうちいずれか低い方の利率を貸付残高に乗じた額）を利子補給することにより助成する事業（以下「基金事業」という。）を行うものとする。

3. 利子補給金の交付対象

利子補給金は、次に掲げる要件の全てを満たす融資について、当該融資を行う金融機関（以下「融資機関」という。）に対して交付する。

- (1) 別紙に定める環境配慮型融資において、一定の融資対象基準を満たすこと。
- (2) 次のいずれかを金融機関に対して誓約する事業者を対象とすること。この場合において、誓約に係る単位年度（以下「誓約単位年度」という。）は、基金事業実施者が別に定めるところにより起算するものとする。
 - イ 誓約単位年度3年度の間、二酸化炭素排出原単位（排出する二酸化炭素総排出量を生産数量又はその代替値(売上高等)で除した数値をいう。以下同じ。）を3%以上改善し、又は二酸化炭素排出量を3%以上削減すること。
 - ロ 誓約単位年度5年度の間、二酸化炭素排出量原単位を5%以上改善し、又は二酸化炭素排出量を5%以上削減すること。
- (3) 平成26年3月までの範囲において基金事業実施者が定める期日までに融資期間の初日が設定されていること。

4. 利子補給金の交付及び返還

- (1) 基金事業実施者は、3.の要件を満たす融資を行う融資機関に対し、当該融資の開始の日から3年を経過するまでの間、1%又は貸付利率の3分の2のうちいずれか低い方の利率を貸付残高に乗じた額を限度として、利子補給金を交付する。
- (2) 基金事業実施者は、融資を受ける事業者が3.の各号に掲げる誓約の内容を達成していないと認めるときは、融資機関に対し、利子補給金の返還を求めるものとする。

5. 単位期間

- (1) 交付対象の融資に係る単位期間は、3月11日から同年9月10日までの期間及び9月11日から翌年3月10日までの期間とする。
- (2) 7月11日から同年9月10日までの期間又は1月11日から同年3月10日までの期間に開始された融資に係る第1回目の単位期間は、それぞれ当該融資の開始の日から翌年3月10日までの期間又は当該融資の開始の日から同年9月10日までの期間とすることができる。
- (3) (1)及び(2)において、9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。

6. 基金の運用管理

- (1) 基金事業実施者は、次に掲げる方法により基金を運用するものとする。
 - イ 金融機関への預金
 - ロ 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のものに限る。）
 - ハ 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、商工中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得
- (2) 基金の取崩し及び運用による収入は、基金事業の実施に要する経費及び基金事業の実施に必要な事務に要する経費（以下「事務費」という。）に充当するものとし、他の費用に充当してはならない。
- (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、基金事業実施者は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について（平成8年9月20日閣議決定）別紙1「公益法人の設立許可及び指導監督基準」5.(5)の規定を踏まえて基金を運用するものとする。

7. 基金に係る管理計画等

- (1) 基金事業実施者は、毎年度、基金に係る当該年度の管理計画について、当該年度の基金事業の開始前に、様式第1による申請書に次に掲げる書類を添えて環境省総合環境政策局長（以下「総合環境政策局長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。
 - イ 基金の運用管理及び利子補給金交付事業に関する事業計画書
 - ロ 収支予算書
 - ハ 当該事業年度以降の利子補給金事業完了予定事業年度までの基金の運用見込書
 - ニ 業務方法書
- (2) 基金事業実施者は、(1)により総合環境政策局長の承認を受けた管理計画の内容

を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第2による管理計画変更承認申請書を総合環境政策局長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、管理計画に定めた項目ごとの額の20パーセントを超えない範囲においてその額を変更するときは、この限りでない。

- (3) 基金事業実施者は、毎年度、当該年度の末日から3か月以内に、様式第3による基金に係る当該年度の管理運用実績報告書に次に掲げる書類を添えて、総合環境政策局長に提出しなければならない。

イ 基金の運用管理及び基金事業に関する事業報告書

ロ 収支計算書

ハ 正味財産増減計算書

ニ 貸借対照表

ホ 財産目録

ヘ 監査報告書

- (4) 基金事業実施者は、基金事業を完了した後、残余財産の処分をするときは、あらかじめ総合環境政策局長に協議しなければならない。

8. 経理の区分

基金事業実施者は、基金事業について特別の勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して経理を行い、これを公表しなければならない。

9. 補助事業の見直し及び評価等

- (1) 基金事業実施者は、その基金事業の実施状況について定期的に見直しを行い、その評価結果を公表するものとする。
- (2) 基金事業実施者は、(1)の見直しを行うに当たって、基金の保有割合(基金事業に要する経費に対する基金の額等の割合をいう。)を算出し、当該算出に用いた算出方法とともに総合環境政策局長に報告し、公表するものとする。

10. 使用見込みの低い基金等

- (1) 基金事業実施者は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)3(4)アに該当する基金(以下「使用見込みの低い基金等」という。)を保有する場合は、9.(1)の見直しの際に、基金の財源となっている国からの補助金等の国庫への返納を含め、当該基金の取扱いを検討するとともに、その結果を総合環境政策局長に報告し、公表するものとする。
- (2) 基金事業実施者は、使用見込みの低い基金等であって、当面の危機、社会経済情勢の変化等への対応等のため一定の額を残置する必要があるものについては、総合環境政策局長と協議して、残置が必要な理由、残置する所要額及び当該所要額の積算の根拠を公表するものとする。

1 1 . 基金事業を終了する時期

- (1) 基金事業を終了する時期は、平成 31 年度末とする。
- (2) 総合環境政策局長は、当面の危機、社会経済情勢の変化等への対応等のために基金事業を継続する必要があると認めるときは、基金事業を終了する時期を延長することができる。

1 2 . 基金に関する基本的事項の公表

基金事業実施者は、基金の名称、基金の額並びに基金事業の概要及び目標について、毎年度、公表するものとする。

1 3 . 指導監督

総合環境政策局長は、基金事業実施者の基金事業に関し、この要領に基づき指導監督を行い、必要な措置を講ずることができる。

1 4 . その他

基金事業実施者は、この要領に定めのない事項に関し、基金事業の実施に必要な細則について、総合環境政策局長の承認を受けて、別に定めるものとする。

(別紙)

「環境配慮型融資」

利子補給の対象となる環境配慮型融資とは、「経営全般事項」「事業関連事項」「環境パフォーマンス事項」の3事項により審査及び評価を行い、その評価結果によって金利を変更する融資制度をいう。

3事項の具体的な内容は、以下に掲げる項目とする。

1. 経営全般事項

コーポレートガバナンス
コンプライアンス
リスクマネジメント
パートナーシップ
従業員への環境教育
情報開示

2. 事業関連事項

設備投資
製品・サービス
サプライチェーンにおける環境配慮
リサイクル対策
業種による変更

3. 環境パフォーマンス事項

地球温暖化対策
資源有効利用対策
水資源対策
大気汚染対策
化学物質対策
生物多様性対策
業種による変更

(様式第1)

番 号
平成 年 月 日

環境省総合環境政策局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

平成 年度環境配慮型設備投資緊急支援利子補給基金管理計画承認申請書

平成 年度環境配慮型設備投資緊急支援利子補給基金管理計画書について、環境配慮型設備投資緊急支援利子補給金交付事業実施要領（平成24年12月10日環政経発第121210302号）7.(1)の規定に基づき、別紙のとおり申請します。

別 紙

平成 年度環境配慮型設備投資緊急支援利子補給基金管理計画書

1 基金の管理計画

(単位：円)

科 目	金 額
1 基金増減 (1)期首基金残高 (2)基金繰入額 (3)基金取崩し額 (4)差引基金残高 (A)	
2 収入支出 (1)収 入 前期繰越額 収 入 合 計 (B) (2)支 出 基金繰入額 利子補給金 事務費 その他支出 支 出 合 計 (C) (3)次期繰越額 (D = B - C)	
3 基金勘定運用残高 期末基金残高 (A) 次 期 繰 越 額 (D) 合 計	

2 利子補給金交付事業計画

(単位：円)

補給対象資金貸付計画額		
補給対象資金 貸付残高	期首貸付金残高 当年度貸付額 貸付回収金 期末貸付金残高 + -	
利子補給金交付額		

3 基金運用計画

(基金運用平均残高) (平均運用利回り) (基金運用益収入)
円 × % = 円

(様式第2)

番 号
平成 年 月 日

環境省総合環境政策局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

平成 年度環境配慮型設備投資緊急支援利子補給基金管理計画変更承認申請書

平成 年 月 日付第 号で承認のあった上記の管理計画について、下記のとおり変更したいので、環境配慮型設備投資緊急支援利子補給金交付事業実施要領(平成24年12月10日環政経発第121210302号)7.(2)の規定に基づき申請します。

記

- 1 計画変更理由
- 2 変更後管理計画

(様式第3)

番 号
平成 年 月 日

環境省総合環境政策局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

平成 年度環境配慮型設備投資緊急支援助子補給基金管理運用実績報告書

平成 年度環境配慮型設備投資緊急支援助子補給基金管理運用実績について、環境配慮型設備投資緊急支援助子補給金交付事業実施要領（平成24年12月10日環政経発第121210302号）7.(3)の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

別 紙

1 基金の管理実績

(単位：円)

科 目	金 額
1 基金増減 (1)期首基金残高 (2)基金繰入額 (3)基金取崩し額 (4)差引基金残高(A)	
2 収入支出 (1)収 入 前期繰越額 補助金収入 基金運用収入 基金取崩し額 (2)支 出 基金繰入額 利子補給金 事務費 その他支出 支 出 合 計(C) (3)次期繰越額(D = B - C)	
3 基金勘定運用残高 期末基金残高(A) 次期繰越額(D) 合 計	

2 利子補給金交付事業実績

(単位：円)

補給対象資金貸付決定額		
補給対象資金 貸付残高	期首貸付金残高 当年度貸付額 貸付回収金 期末貸付金残高 + -	
利子補給金交付額		

3 基金運用計画実績

(基金運用残高) (運用利回り) (基金運用益収入)
円 × % = 円